

岐阜県高等技能専門校本校（仮称）整備事業に関する事業認定理由

平成15年1月24日に岐阜県より申請のあった岐阜県高等技能専門校本校（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第23号に掲げる「職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設」に関する事業に該当する。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業は、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第1項第1号並びに岐阜県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月29日条例第1号）第2条第1項及び別表第1の規定により職業能力開発校と定められている岐阜県立美濃加茂高等技能専門校について拡張整備を行う事業である。本件事業の起業者である岐阜県は、同法第16条第1項において、「都道府県は、職業能力開発校を設置する」とこととされていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。

このため、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

- (1) 平成10年に岐阜県職業能力開発審議会（職業能力開発促進法第91条第1項の規定により岐阜県職業能力開発審議会条例（昭和44年10月24日条例第36号）に基づき設置）が岐阜県知事の諮問に対して答申した「高等技能専門校のあり方答申」（以下「答申」という。）によれば、高等技能専門校は、今日まで新規学卒者を主体に基礎的技能の付与を行い、産業界の発展に寄与してきたが、近年の産業構造や就業構造等の変化により経済社会も著しく変わり、高等技能専門校を取り巻く環境も大きく変化しているため、高等技能専門校の効果的運営、高度な技能者養成のための専門性、生涯職業能力開発等を総合的に勘案し、統廃合を含めて再編整備を行うこととされている。さらに、平成10年現在、岐阜県下に5校の高等技能専門校があるが科目の重複等がみられ、効率のよい能力開発を目指すために、センター的機能を備えた本校1校と分校1校とすることが望ましく、センター的機能校は県土のほぼ中央に位置すること等からみて、現美濃加茂

校（本校）がよいとされている。しかし、答申を踏まえて平成11年に岐阜県商工労働部が取りまとめた「岐阜県立高等技能専門校再編整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を基に平成12年に同県農林商工部がその具体的内容と指針を示した「高等技能専門校再編整備基本計画」（以下「基本計画」という。）では、再編整備後の美濃加茂本校は訓練科目が7科目、定員が240人と定められているのに対し、現美濃加茂校は訓練科目が2科目、定員が110人であるため、施設及び敷地の拡張が必要となっている。

本件事業の施行により、必要な施設整備等のための敷地を確保したうえ、基本計画で定められた自動車エンジニア科、機械制御システム科、建築科、左官ブロック科、配管環境設備科、建設施工科及びOA事務科の7つの訓練科に必要な実習棟や倉庫等を新設し、既存の施設は在職者訓練、講習会等の各種会場として利用することとされている。

以上のように、本件事業の施行により幅広い高度な知識・技能を有する、産業社会が求める専門性と創造性を兼ね備えた「新技能者」の養成を目的とした訓練科の設定が可能になることから、時代や社会のニーズに的確に対応した職業能力開発の推進に寄与するとともに、岐阜県における職業能力開発を総合的に行うことのできる相談援助機能、企画開発機能、情報提供機能を備えた中核的施設としての整備がなされることから、企業、在職者等に対する職業能力開発の相談援助機能を強化することが可能になり、生涯にわたる職業能力の開発向上の支援を行うことができるものと認められる。よって、本件事業の施行により得られる利益は相当程度存すると認められる。

(2) 一方、本件事業は、現美濃加茂校に隣接する山林の一部を造成するものであり、周辺の土地利用状況に与える影響はほとんどないと見込まれる等、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 基本構想では、美濃加茂本校の施設整備について、現有施設を活用しつつ拡張するものとされていることを踏まえると、本件事業用敷地の候補地としては、現美濃加茂校の敷地に隣接する3箇所の土地が存在するが、既存敷地との一体性に優れている、施設の効率的なレイアウトが可能になる、地質が良好である、周辺の環境が良好である等の理由から、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

(4) (1) で述べた得られる利益と(2) で述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、(3) で述べたように、本件事業の起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

(1) 基本計画では、高等技能専門校の再編整備について、平成10年現在、岐阜県下に5校ある高等技能専門校(岐阜校、大垣校、美濃加茂校、中津川校及び高山校)のうち、平成15年度末までに段階的に3校(岐阜校、大垣校及び中津川校)を廃校し、本校(美濃加茂本校)及び分校(高山分校)の新体制は平成16年度を目標に整備していくものとされており、既に平成11年度末に岐阜校、平成12年度末に中津川校が廃校になっている。また、基本計画では、訓練科目の移行については、廃校になる校と本校及び分校となる既存校との間での科目の移行をスムーズに行い、再編整備中に職業訓練による人材養成に支障が生じないように本校の整備が終了するまでは平成15年度末に廃校予定となっている大垣校において訓練科目を継続するものとされている。

よって、本件事業は早急に施行する必要があるものと認められる。

(2) また、本件事業に係る起業地の範囲は、公共職業能力開発施設における普通課程の普通職業訓練の設備の細目について等の規格に基づき、答申、基本構想及び基本計画においてセンター機能校に求められている役割を実現するために必要な範囲にとどめられていると認められる。さらに、起業地の範囲には一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることが合理的であると認められる。

(3) 以上のような状況にかんがみれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。